

「女性に対する暴力をなくす運動」期間 11月12日(火)～25日(月)



●「暴力」にあたる行為とは？

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴行だけを指すものではありません。人格を否定するような暴言（言葉の暴力）、交友関係を監視するなどの精神的な嫌がらせ、生活費を渡さない、外で働くことを制限する（経済的制限）、嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない（性的強要）なども暴力です。

●被害を受けたらどこに相談すればいいの？

パートナーなどから暴力を受けながらも、「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえ我慢すればいい」などと思い、心の傷に気づかず自分を責めていませんか。暴力は、いかなる理由であっても、どんな間柄であっても許される行為ではありません。暴力を受けた被害者を加害者から守るために、配偶者暴力相談支援センターや警察の相談窓口など、さまざまな相談や支援の窓口があります。暴力の被害から抜け出し、自分自身や子どもを守るためにも、まずは身近な窓口にご相談してください。どこに相談したらいいかわからない場合は、内閣府の「DV相談ナビ」または、「DV相談+（プラス）」を利用してください。

パートナーや恋人などからの暴力に悩んでいませんか。
一人で悩まず近くの相談窓口にご相談を。

相談先

配偶者暴力相談支援センター

☎ 201 - 2820

月～金曜日・午前8時30分～午後5時15分

※祝日、年末年始を除く

福岡県配偶者からの暴力相談電話

☎ (092) 663 - 8724

月～金曜日・午後5時～午前0時

土日祝日・午前9時～午前0時 ※年末年始を除く

福岡県あすばる相談ホットライン

☎ (092) 584 - 1266

火～日曜日と祝日の月曜日・午前9時～午後4時30分

※平日の金曜日のみ午後6時～8時30分可

※8月13日～15日、年末年始を除く

性暴力被害者支援センター・ふくおか

☎ (092) 409 - 8100 24時間 年中無休

LGBTの人のDV被害者相談ホットライン

☎ (080) 2701 - 5461

第1日曜日・午後2時～5時

第3水曜日・午後6時～9時 ※年末年始を除く

※面接相談（オンラインを含む）は予約が必要です。

DVをやめたい人の相談ホットライン

☎ (090) 5303 - 9394

日曜日 午前10時～午後1時 ※年末年始を除く

DV相談ナビ

☎ #8008（発信地最寄りの相談機関に自動転送）

※相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。



DV相談 +

☎ (0120) 279 - 889



△メール相談

電話・メール＝24時間受け付け

△チャット相談

チャット＝正午～午後10時受け付け

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 11月13日(水)～19日(火)

夫やパートナーからの暴力や職場でのセクハラ、ストーカーなど、女性に関する人権問題の相談を受け付けます。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、一人で悩まず相談してください。

▷とき 11月13日(水)～15日(金)、18日(月)、19日(火)・午前8時30分～午後7時

11月16日(火)、17日(水)・午前10時～午後5時

▷電話番号 0570 - 070 - 810（全国共通）

※強化週間以外でも女性の人権に関する電話相談を、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分に受け付けています。

※時間外と土日祝日は留守番電話対応です。

▷問い合わせ 福岡法務局人権擁護部

(☎ (092) 739 - 4151)

11月「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施月です



毎年11月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための周知を行っています。オレンジリボンとは、児童虐待防止運動のシンボルマークです。

■児童虐待とは

●身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、激しくゆさぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど



●性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせるなど



●ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど



●心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間で差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など



■虐待かもと思ったら いちはやく ☎電話番号=【189】へ連絡をお願いします

〈児童相談所虐待対応ダイヤル〉全国共通・通話料無料・24時間受け付け

- 通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。
- 結果として虐待でなかったとしても、通告・相談をした人が責められることはありません。

● **こどもの生命にかかわるとき、緊急性が高いときは 110 番へ**

■こども家庭センター

こどもや妊産婦、その家族が抱える困りごとなどの相談を受け付けています。また、相談内容に応じた支援につながります。子育てをしていくことは大変なことです。困っていることを話したり、聞いたりしてもらうだけで楽になることもあります。一緒に考えていくことで解決できることもあります。一人で抱え込むのではなく、少しでも困っていることがあればこども家庭センターに相談してください。

■こどもの権利

こどもは、「一個の独立した人格を持った存在」として尊重される存在です。また、こどもは心や体が発達し、成長する途中であるため、特別な保護や支援が必要になります。

大人はみんな、これらのこどもの権利を守らなければなりません

●生きる権利

食べ物や着る物に困らず健康に育てられる、命を守ってもらえる

●育つ権利

いっぱい遊んだり、勉強したりして、自分の力をのばす

●守られる権利

あらゆる暴力や、ひどいことから守られる

●参加する権利

自分の意見や気持ちを自由に言う、話を聞いてもらえる

■こどもの皆さんへ

たとえ親であっても、こどもの権利を侵害する行為は許されません。ひとりで抱え込まずに、まずは周りの信頼できる大人に相談しましょう。両親や先生、友だちに相談しにくい、言いにくいと思うときは、こども家庭センターに相談してください。

▷問い合わせ こども家庭センター ☎223-3577

